

令和 8 年度岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校高等部
入学志願者募集要項

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）又は（２）、及び（３）に該当する者であること。

（１）肢体不自由者

（２）病弱者

（３）次のいずれか一に該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれかに該当する者

3 出 願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前 6 か月以内に撮影した上半身の写真（縦 4 cm・横 3 cm）を所定の欄に貼付し、その他岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の校長が定める書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、8 に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第 3 号様式又は別記第 4 号様式を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

（２）出願の期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 6 日（金）まで。受付は、岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校で行い、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1 回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和 8 年 2 月 9 日（月）の 1 日とし、受付は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第 6 号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 検査等の期日

令和8年2月12日(木)

(2) 検査等の日程

ア 検査Ⅰ(単一障がい及び肢体不自由・病弱重複障がい対象)

時 間	内 容
9:00～9:10	受 付
9:15～9:20	諸 連 絡
9:35～10:25	学力検査1 国語
10:40～11:30	学力検査2 数学
11:40～	面 接 (個別)

イ 検査Ⅱ(肢体不自由・知的障がい、病弱・知的障がい対象)

時 間	内 容
9:30～9:40	受 付
9:45～9:50	諸 連 絡
10:05～10:35	学力検査1 国語
10:50～11:20	学力検査2 数学
11:25～	面 接 (個別)

ウ 検査Ⅲ(肢体不自由・知的障がい、病弱・知的障がい対象)

時 間	内 容
(個別に時間をお知らせします)	受 付 観 察 検 査 (20分程度)

※検査Ⅱ・Ⅲについては、教育相談等をふまえて決定し、後日連絡する。

※検査Ⅲについては個別に観察検査を行う。

※検査、面接を終えた受検者から、順次帰宅する。

(3) 検査等の場所

岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校 高山市天満町3-41-1

(4) 検査当日に受検者が持参するもの

ア 受検票

イ 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

ウ 上履き

※携帯電話、アラームや計算機能等のついた腕時計は、検査室内に持ち込めない。なお、控室及び検査場には、時計が設置してある。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和8年2月19日（木）午前9時に、合格者の受検番号を岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校玄関前に掲示する。また、在学（出身）学校の校長に合否の結果を通知する。

7 入学予定者説明会

合格者発表に引き続き、令和8年2月19日（木）午前9時15分から、岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校において実施する（保護者同伴）。

8 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「**岐阜県立特別支援学校出願承認願**」（別記第1号様式）を岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の校長に提出し、その**承認書**（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。

9 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日（金）までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の校長が定める。

10 出願等に関する問い合わせ

〒506-0025 岐阜県高山市天満町3-41-1
岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校
TEL 0577-34-3637
担当者 副校長 野中 明子

11 入学者選考に係る情報の提供

岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校高等部全日制の課程の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

また、学力検査を実施した場合は、検査終了後その問題を掲示するなどして公開することとする。

（1）調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立飛驒特別支援学校高山日赤分校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校とする。

エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

12 その他

(1) 出願者は、事前に保護者と共に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校で教育相談を受けていること。

(2) 検査当日、欠席、遅刻するときは、午前8時30分までに、岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校に在学（出身）学校を通して、電話により連絡すること。

(3) 非常災害、警報発表等で検査の日程等の変更があった場合は、その内容を受検者の在学（出身）学校に連絡する。

<警報発表時の対応について>

- ・ 8時までに解除の場合 → 11時より実施
- ・ 11時までに解除の場合 → 14時より実施
- ・ 11時までに解除されない場合 → 延期（通常は、翌日9時より実施）